

薬剤師確保検討調査事業業務委託仕様書

1 件名

薬剤師確保検討調査事業業務委託

2 目的

「薬剤師確保計画ガイドライン」において都道府県毎における薬局薬剤師及び病院薬剤師の充足状況が示され、神奈川県は薬剤師全体では充足しているものの、病院薬剤師が不足しているとの調査結果が示された。

そこで、今後の適正な医薬品供給体制の確保にあたり、薬剤師の確保について検討するため、本県における薬剤師（特に病院薬剤師）の確保に向けた現状分析・課題等を把握し、確保策の立案を行うことを目的として、本調査業務の委託を行う。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月19日（水）まで

4 委託内容

発注者が神奈川県の薬剤師確保策を的確に検討できる環境を整えることを目的に、受注者は、病院、薬学生や関係団体等への調査により、病院薬剤師の充足状況や薬剤師確保に係る課題の分析を行い、本県に的確な薬剤師確保策の提案を行う。

(1) 実施体制 【企画提案事項】

本事業の実施にあたっては、官公庁の医療系調査事業に係る調査業務又は医療機関等における薬剤師確保等に係るコンサルタント業務に関する豊富な経験を有する管理責任者を置き、データアナリストを含めるなど本業務を適切に実施できる体制を整えること。

また、受注者は契約締結後、速やかに実施体制図や事業スケジュール等を記載した事業実施計画書（任意様式）を提出すること。

(2) 調査方法・調査項目の提案 【企画提案事項】

受注者は、薬剤師確保対策に関わる次の通知・報告書等を参照し、下記内容を基に「県内の薬剤師の充足状況」「薬剤師の確保策」に関する調査方法・調査項目を提案し、発注者と協議すること。なお、調査項目等の要否について、発注者は関係団体へのヒアリングを指示する場合がある。

- ・薬剤師確保計画策定ガイドライン（令和5年6月9日厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知）
- ・薬剤師偏在指標等について（令和5年6月9日厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡）
- ・薬剤師確保計画策定ガイドライン作成のための調査・検討事業（令和4年度厚生労働省医薬食品局総務課委託事業）
- ・薬剤師確保のための調査・検討事業（令和3年度、令和4年度厚生労働省医薬・生活衛生局総務課委託事業）
- ・病院薬剤師の勤務実態調査（令和4年度厚生労働省委託事業）

ア 県内の薬剤師の充足状況

| | |
|----------------------|--|
| <p>病院への調査（病院薬剤師）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内病院（336 施設 令和4年10月時点）を対象に全数調査すること。 ・ 調査方法は受注者の任意の方法によるが、各病院が回答しやすく、かつ回収率が高くなる方法を選択すること。また、休止中又は回答拒否のあった施設を除く全施設から回収できるよう努めること。 ・ 厚生労働省が示した偏在指標は、抽出調査で一定の条件や推計により算出されていることに留意し、全数調査により各病院及び二次医療圏別の病院薬剤師充足状況を把握し、分析等できること。 ・ 病院の機能別など、充足状況が偏在する可能性のある項目は調査すること。 ・ 充足状況の調査は、医療法上の定員に対するものだけでなく、医師のタスクシフト／シェア等の影響や、将来の病院薬剤師業務の充実等、病院の必要業務量等の視点でも設定すること。 ・ 充足状況に係る調査項目は毎年実施することを想定し、本県の病院薬剤師の充足状況について、経時的変化を評価できるようにすること。 |
| <p>薬局への調査（薬局薬剤師）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 二次医療圏別を基本に薬局を抽出する等して、調査すること。 ・ 調査方法は受注者の任意の方法によるが、抽出した薬局へのヒアリングや、アンケート調査が考えられる。また、分析や評価が可能な回答数を収集すること。 ・ 本調査により、地域別の薬局薬剤師充足状況や課題がないか等の調査や傾向分析等を行う。 |

イ 薬剤師の確保策

| | |
|-----------------|--|
| <p>薬科大学への調査</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 箇所以上の大学（うち 1 箇所は県内薬科大学を含めること）において調査すること。 ・ 薬学生への調査を行うこと。また、分析や評価が可能な回答数を収集すること。 ・ 薬科大学の就職担当へのヒアリング調査を行うこと。 ・ 薬剤師確保策の提案や病院薬剤師への就職促進に資する調査を行うこと。 ・ 薬学生への調査にあたっては、病院薬剤師に対する意識変化について、次の対象者での調査を検討すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 5、6 年生に限らず全学年 ・ 就職活動前後の学生 ・ 病院薬局実習前後の学生 |
| <p>病院への調査</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内病院（336 施設 令和4年10月時点）を対象に全数調査すること。（原則「ア 県内の薬剤師の充足状況」と同時に行うこと。） ・ 調査方法は受注者の任意の方法によるが、各病院が回答しやすく、かつ回収率が高くなる方法を選択すること。 ・ 薬剤師確保策の提案や病院薬剤師への就職促進に資する調査を行うこと。 ・ 病院薬剤師の確保が困難な原因や薬剤師確保策のニーズについて、調査すること。 ・ 地域別や機能別、本県に特有の状況が無いか調査すること。 ・ 病院への調査にあたっては、次の視点も含めた調査を検討すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ICT化／調剤の機械化（自動化）による影響、有用性 ・ 研修やキャリアプランの状況 ・ 調剤助手の活用状況 |
| <p>薬局への調査</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 二次医療圏別を基本に薬局を抽出し、調査すること。 ・ 調査方法は受注者の任意の方法によるが、抽出した薬局へのヒアリングや、 |

| | |
|----------|---|
| | アンケート調査が考えられる。 ・地域別で見た薬剤師確保策のニーズ等の調査を行う。 |
| 関係団体への調査 | ・次の関係団体に対し、ヒアリング調査を実施すること。(神奈川県薬剤師会、神奈川県病院薬剤師会、神奈川県医師会、神奈川県病院協会) ・県全体や地域別で見た薬剤師確保策のニーズ等の調査を行う。 |

(3) 調査の実施

受注者は、発注者との協議により決定した調査方法等により調査を行う。調査に必要な資材等については、受注者が用意すること。

(4) 調査結果の分析、確保策の提案

- ・受注者は、病院調査の回答内容について発注者が確認できるよう、一覧表にまとめたデータを作成する。
- ・上記(3)で得た調査結果について、的確なデータ分析等を行い、本県の状況や課題を分析する。分析結果については、分かりやすいように図表等にまとめる。
- ・調査結果や分析データ等から、的確な薬剤師確保策の提案を行うこと。確保策については、少なくとも次の項目は提案すること。
 - ・神奈川県で実施することが効果的な確保策
 - ・薬剤師の採用にかかるウェブサイト、就職説明会等を通じた情報提供の支援
 - ・病院業務の効率化の支援（調剤機械の活用、ICT機器の活用等）
- ・提案する確保策については、より効果的かつ効率的な手法や具体的な改善策を示すこと。また、確保策を実施するにあつて必要な経費や期間等も調査することが望ましい。
- ・調査結果の分析や確保策の提案にあつては、受注者は発注者と随時検討内容の共有を行い、発注者は必要な指示を行う。
- ・発注者は、調査内容や件数が不足していると判断した場合、受注者に対し追加調査を指示する場合がある。
- ・確保策の提案にあつては、発注者は関係団体へのヒアリングを指示する場合がある。

(5) 事業報告書の作成

受注者は、発注者が定める期日までに、調査の概要、調査結果の概要・詳細（分析結果を含む）、薬剤師確保の課題、薬剤師確保策の提案等の内容を記載した事業報告書の原案を作成する。

発注者は、報告書原案の内容を検討し、受注者に必要な修正を指示する。

受注者は、発注者から指示のあつた修正を行い、令和7年3月19日（水）までに、印刷物3部、電子データ（Word及びPDF）を薬務課に納品する。

5 情報セキュリティ

受注者は、本業務で収集した個人情報の取扱いについて、「神奈川県情報セキュリティポリシー」を参考に取扱うものとする。なお、「業務委託等に係る情報管理マニュアル」に則り、委託業務における情報管理の徹底を図り、情報漏洩等の事故を防止するよう努めるとともに、必要に応じてマニュアルに規定する書類を提出すること。

6 業務完了報告書の提出

受注者は、業務を完了したときは、業務完了報告書とともに、本事業で作成した調査票様式及び調査結果の電子データを発注者に提出すること。

提出期限：令和7年3月19日（水）

7 留意事項

- (1) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。
- (2) 本業務の実施に係る成果物（事業報告書）の所有権は全て発注者に帰属する。また、成果物を県ウェブサイト等において一般に公開することができること。